

平成30年（ワ）第24351号 損害賠償請求事件

原告 アンビカ・ブダ・シン

被告 国外1名

原告第17準備書面

令和4年7月1日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 東 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橋 真理夫
同 (主任)	川 上 資 人
原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一



第1 相互主義にかかる被告らの主張

被告らは、「仮に、『ヤータナに対する賠償法2053』の存在により相互保証があると認められる余地があったとしても、我が国の国賠法6条の立法趣旨からすれば、賠償責任の範囲については外国法の定める責任範囲に限定されるべきであり、相手国の外国法に定額賠償規定がある場合には、我が国も相手国国民からの国家賠償請求に対しては、定額の範囲で足りると解すべきであるから（西莖章・国家賠償法コンメンタール第2版1234ページ）、本件における賠償責任の範囲は、10万ルピー相当額（1ルピー≒約0.965円（2018/2019年度平均値、ネパール中央銀行）日本国外務省ホームページ参照）を上限とされるべきである。」と主張する（被告東京都準備書面（4）3～4頁）。

第2 被告らの上記主張は国家賠償法の趣旨に反し、裁判実務にも反し、かつ時代錯誤の少数説であること

1 国家賠償法の趣旨に反すること

「相手国の外国法に定額賠償規定がある場合には、我が国も相手国国民からの国家賠償請求に対しては、定額の範囲で足りる」との上記被告らの主張が、被害者保護という国家賠償法6条の趣旨に反することは明白である。そして全く合理性が無い。

2 裁判実務に反すること

(1) 名古屋高裁昭和51年9月30日判タ345号225頁は、「相手国の外国法に定額賠償規定がある場合には、我が国も相手国国民からの国家賠償請求に対しては、定額の範囲で足りる」との解釈を明確に否定している。

すなわち、同判決は、在日外国人の原告の子どもが、浜名湾岸壁道路を進行中、道路から浜名湖に自動車もろとも転落し、水死したことから、静岡県に対して、本県道路の設置、保存に瑕疵があったとして、子どもの逸失利益、慰謝料、葬式費用等の損害の支払いを求めた事案に関するものである。名古屋高等裁判所は、国賠法6条の解釈に関して、名古屋高等裁判所は以下のとおり判示した(甲38号証)。

「(大韓民国の国家賠償法)3条、9条および同法施行令(1967年4月13日大統領令第3005号、1970年2月25日大統領令第4664号)によると、同国の国家賠償制度は、審議会前置主義をとり、また賠償額を定額化しており、しかもその賠償額がわが国における現今の賠償額と比較していささか低額であり、わが国の国家賠償制度と右の点において差異がある。しかしながらかかる差異があっても国家賠償法6条の相互の保証があるときに該当するものと解するに何らの妨げとはならないから、被

控訴人はわが国の国家賠償法により損害の賠償請求をなしうる者というべきである。」

上記判示では、相互保証あるかどうかの判断においてのみ、相手国の損害賠償法の賠償額が定額であり、その定額が日本の損害賠償額と比べて低額であることが検討されている。相互保証があることを前提とした上で、日本の国家賠償法の適用における損害額の判断においては、相手国の損害賠償法の賠償額が定額であり、その定額が日本の損害賠償額と比べて低額であることは一切考慮されていない。

つまり、相手国の損害賠償法の賠償額が定額であり、その定額が日本の損害賠償額と比べて低額であることは、相互保証があるかどうかという日本の国家賠償法の適用の可否の段階における考慮事項であり、そこで適用可能とされた次の段階の日本の国家賠償法の適用における損害額の認定においては一切考慮されないというのが裁判実務なのである。

- (2) このことは、「大韓民国国家賠償法の運用を詳にし得ないので、本件が定額賠償で足りるとしても、それがどれだけであるのか判然としない。そこで、この点は度外視して進めるほかない。それが被害者保護のためである。」とした裁判例（京都地判昭和48年7月12日判時755号97頁。裁判官・古崎慶長）、中国人強制連行・強制労働訴訟の劉連仁訴訟で、「（中国国家賠償法）第4章において、賠償方式及び計算基準につき、日本の国家賠償法にない制限規定を設けており、慰謝料請求権が認められないと解する余地があるとしても、そのことをもって、中華人民共和国との間では相互保証が認められないと解するのは相当でない」とした裁判例（東京地判平成13年7月12日訴月49巻10号2815頁）、アメリカ合衆国との相互保証について「我が国の国民がアメリカ合衆国において、本件で違法と認められた行為と同様の加害行為を公務員から受けた場合には、…我が国における国家賠償請求と同等の効果の救済を得ることができることが一応認められるところ、この認定を覆すに足

りる証拠はない」とした裁判例（東京地判平成14年6月28日判時1809号46頁）からも裏付けられる。

- (3) 相互保証を認めた上でその責任範囲が限定されるとの上記被告らの主張は、相互保証の有無の問題と、日本の国家賠償法の適用の問題を混同するものであり、わが国のこれまでの裁判実務からかけ離れた見解である。

3 時代錯誤の少数説であること

- (1) 被告が引用している西埜章新潟大学名誉教授の国家賠償法コンメンタール第2版1234頁では、確かに上記被告ら主張と同様の見解が「有力説」として紹介されている。

しかし同コンメンタールでは、続けて「ただ、この見解においても、『実際問題として、韓国の定額賠償の現状が全くわからないのであるから、定額でよいと試してみても、具体的な賠償額が定額的に算出できない。とすれば、前述した基本態度に基づき、この点は度外視するしかない』と説かれている」との記載があり、上記「有力説」上も、国賠法6条の具体的適用としては責任範囲は問題にしえないとされている（甲39号証1234頁）。被告らはこのような重要な記載をネグレクトして引用しており、訴訟態度として不誠実極まりない。

さらに西埜教授の考察としても、「相互保証を厳格に解すれば、賠償責任の範囲もまた外国法の定める責任範囲に限定されるべきこととなる。しかし、前述のように、本条の妥当性については疑問のあるところであるから、解釈によりできるだけ弾力的な運用を図るべきである」と述べており、実際の適用においては、その責任範囲は問題としえないとの立場に立っている（甲39号証1235頁）。

そもそも、同コンメンタールによっても、国賠法6条は、違憲とまではいえないとしても、妥当性については「疑問を提起する見解が少なくない」とされ、

現在最高裁判事を務める宇賀克也東京大学大学院教授も「相互保証主義が實際上形式的なものにとどまらざるを得ないこと、6条の適用例がきわめて少なく、財産的負担を懸念するに及ばないこと、6条の適用が問題となる事件の原告の大半は定住外国人であろうこと等に鑑みると、立法政策としては、相互保証主義を廃止し、外国人も日本人と平等に扱うことが望ましい」との見解を示していることが紹介されている（甲39号証1212頁）。西埜教授自身の考察としても、「現在においては疑問視する文献が大半であり、わが国が率先して立法的改革を行うことが望ましい。また、立法的改革には時間がかかりそうであるから、それに先んじて、解釈論の次元でできるだけ弾力的に運用すべきである」と述べている（甲39号証1392頁）。このように国賠法6条の規定自体の根拠と妥当性には問題があるというのが学説において通説的見解とすべき状況にある。

なお、上記記載は、同コンメンタールの最新版である第3版においても変わっていない（甲40号証）。

ましてや相互の保証があることを認めながら、「相手国の外国法に定額賠償規定がある場合には、我が国も相手国国民からの国家賠償請求に対しては、定額の範囲で足りる」などと厳格に解釈をして、実際の事件においても賠償責任を限定すべきと主張する学説は見当たらないし、仮に存在するとしても、この国際化が進んだ社会において今や全くの少数説というべきである。被告らの上記主張は時代錯誤であるとすらいえよう。

第3 そもそも国家賠償法6条は条約違反かつ違憲であり無効である

- 1 国際人権条約において、「人権諸条約、特に規約は、国家間相互における義務の取交わりを網羅するものではない。これらの条約は個人に対する権利の付与に関わるものである。国家間の相互関係の原理は、第41条に基づく委員会の権限についての宣言に対する留保のような限られた状況を除けば、介在の余地がない。」と

されており（甲41号証・パラグラフ17）、国際的な人権保障においては、各締約国は自身の管轄内に存在するあらゆる個人に対して人権を保障する義務を負い、当該個人が外国人であったとしてもその例外ではなく、その外国人の出身国における人権保障の有無・程度にかかわらず、内国人との差別無く人権を保障する義務を負っている。このような意味においても、国家賠償法6条は時代錯誤といえる。

その条約違反及び違憲性について具体的に検討するならば、相互保証主義を定める国家賠償法6条は、外国人による国家賠償請求権を相互の保証がある場合に限定するものであり、自由権規約2条3項に違反し、かつ、公の賠償請求権を定めた憲法17条に違反するほか、外国人の権利を何らの合理性もなく制限するものとして、法の下での平等を定めた自由権規約26条・2条1項にも違反し、かつ、憲法14条1項及び憲法98条2項の国際協調主義の精神に違反し、無効である。以下、詳述する。

- 2 本件不法行為は、自由権規約7条・拷問禁止等条約第1条において禁止される拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いに該当し、同条約が保障する権利の侵害であるところ、自由権規約2条3項(a)は、各締約国に対して、「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも効果的な救済措置を受けることを確保する」義務を課しており、同条の一般的意見20は、「（自由権規約）7条は（自由権規約）2条3とともに読まれるべきである。締約国は、・・・その法制度が7条で禁じられたあらゆる行為を直ちにやめさせることならびに適正な補償について、いかに効果的な補償措置を取っているかを示すべきである」としているのであるから、日本政府は、原告が本件不法行為に関して「効果的な救済措置」を受けることを保障しなければならない。

したがって、このような効果的な救済措置を受けることを妨げる国家賠償法6条の規定は、自由権規約7条及び2条3項(a)に違反する。

3 また、外国人が法の下での平等を定めた自由権規約26条により保護されることは、外国人の地位に関する一般的意見15でも確認されているところ、その本国法において相互の保障が行われていない外国人に対してのみ国家賠償を認めないという国家賠償法6条の規定が、自由権規約26条に違反していることは明らかである。

さらに、国家賠償法6条の規定は、差別を禁止した自由権規約2条1項の規定にも違反している。

4 以上のとおり、国家賠償法6条は、自由権規約2条1項及び3項、7条ならびに26条に違反し、無効であるところ、日本が自由権規約を批准する32年前である昭和22年10月27日に国家賠償法が制定、施行されたことにかんがみれば、同法6条は、日本政府による自由権規約の批准によって効力を失ったと考えるべきである。

5 憲法17条は、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」と規定して、公の賠償請求権を保障している。

憲法に規定された基本的人権については、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても等しく保障されているところ、憲法17条が保障する公の賠償請求権は、国家の存在を前提としているものの、いわゆる前国家的権利を補完するものとして、それと一体的に解すべき性質の権利であって、その性質上、日本国民のみを対象としているものではないから、日本に在留する外国人に対しても等しく保障されているものと解すべきである。このことは、憲法17条が、権利の主体について「何人も」と規定して、何らの制限も設けていないことから認められるところがある。

しかしながら、国家賠償法6条は、外国人が公の賠償を請求できる場合を、相互の保証がある場合に制限しているのであるから、同条の規定は、憲法17条に明らかに違反している。

なお、憲法17条は「法律の定めるところにより」と規定してはいるが、ここにいう「法律の定めるところにより」とは、賠償責任要件や手続要件等、権利行使の態様についてのみ法律にゆだねる趣旨にすぎず、憲法が保障した権利の享有主体の範囲を制限することまでをゆだねる趣旨ではない。

また、日本国民の被害について外国を相手に賠償を請求できない場合にまで、日本が外国人の被害に対し賠償責任を負う理由はないとして、国家賠償法6条が合理的な制限として憲法17条に違反するとまではいえないとする見解もある。しかしながら、このような見解が、単に「日本人が救済を得られない場合に救済を与える必要はない」というものであるとすれば、極めて国家主義的・排外的な思想であり、個人の権利侵害があった場合にまでこのような国家主義的立場をとることは、人権の国際的保障の潮流を無視し、被害を受けた外国人個人の救済をないがしろにするものであって、何ら合理的な制限ということとはできない。

そもそも、相互の保証の要請を支持する実質的理由は、在外自国民の保護にあると思われるところ、国際人権規約をはじめ、基本的人権の国際的保護に関する様々な条約が締結され、国家主義的な枠組みを超えて、個人の尊厳に基づく人権保護の制度が機能している現在においては、自国民の保護の要求も、こうした人権の国際的保証の場で行われていくべき問題というべきであって、この点を根拠に国家賠償法6条を合理的な制限であるとすることもできない。

6 さらに国家賠償法6条は、外国人の権利を何らの合理性もなく制限するものとして、国際協調主義を定めた憲法98条2項及び法の下での平等の原則を定めた憲法14条1項に違反している。

第4 丙40号証の3及び丙41号証の2について

1 今般、被告東京都より、丙40号証の2及び丙41号証のマスク部分について開示の必要性が無いとの立証趣旨で、丙40号証の3及び丙41号証の2が提出された。

- 2 しかし、丙40号証の3においても、「はじめに」「1 留置業務の基本的事項」「3 積極的な特異被留置者の指定と動静監視の徹底」「4 捜査と留置の分離と連携」「7 反則行為に対する禁止措置の適用」など明らかに本件と関連性を有する項目についてすら、未だ黒塗りの箇所が残っている。
- 3 さらに、丙41号証においても、「1 標語等」「2 留置業務の流れ」「3 留置勤務の24時間」「4 主な留置業務と根拠規定等」「5 留置担当官の遵守事項」「6 留置施設における処遇等の基本的事項」「9 結核感染被留置者に対する対応要領」「12 戒具に関する根拠法令」「13 戒具使用マニュアル」「14 保護室収容マニュアル」「28 単独護送における事故防止上の留意点・護送ベルトの配備」「31 幹部による留置施設巡視マニュアル」「32 問題被留置者の対応マニュアル」「35 反則行為に対する禁止措置要領」「36 被留置者反則行為措置簿」「40 規程にみる留置主任官の責務一覧」など本件と関連性を有する項目についてすら、未だ黒塗りの箇所が残っている。
- 4 したがって、丙40号証の3及び丙41号証の2によって、丙40号証の2及び丙41号証のマスク部分について開示の必要性が無いなどということは微塵も立証されていないと言わざるを得ない。

【求釈明】

被告東京都は、上記明らかに本件と関連性を有する項目についてすら、その全ての記載について、裁判所において、裁判官及び原告代理人弁護士への閲覧すらさせない合理的理由を明らかにされたい。合理的な理由もなく、本訴訟における注意義務の判断において極めて重要な規範的資料を開示しないという態度を続けることは、事案の解明を損なう証明妨害であり、公正な裁判を受ける原告の権利を侵害するものである。

合理的理由が明らかにされない場合には、裁判所に対して釈明処分を行うよう求め、仮に被告東京都が同釈明処分に従わないのであれば、裁判所の威信

を著しく害する行為として、法廷等の秩序維持に関する法律に基づき被告東
京都に対して制裁を課すべきである。

以 上